

一般化学物質、優先
評価化学物質及び
監視化学物質の
製造数量等の届出要領

平成~~22~~23年~~12~~5月

経済産業省製造産業局
化学物質管理課化学物質安全室

本資料は「一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出事前準備資料(平成22年12月版)」の内容に加筆を行ったものです。

各種様式、コード番号表、優先評価・監視化学物質等の一覧については、下記URLを御参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

1. 化審法全般（法改正の概要等）

本資料について

この資料は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。)が改正され、平成23年4月1日から、新たに「一般化学物質」及び「優先評価化学物質」の製造・輸入数量等についての届出制度が設けられることに伴い、製造数量等の届出の手続き及び提出書類の記載方法等について説明するものです。あわせて、従来の第一種監視化学物質が名称変更された「監視化学物質」の記載方法についても説明しています。

平成23年度の届出(平成22年度分の実績の届出。以下同じ)からは、従来の第二種及び第三種監視化学物質に、これまで製造数量等について届出義務が無かった既存化学物質等を加えた「一般化学物質」及びその中からリスクが低いとは認められない化学物質として指定された「優先評価化学物質」について、新たに製造数量等の届出が必要となります。

届出制度の変更にとまなない、制度概要や、事前にお寄せいただいているご質問への対応についてまとめましたのでご覧いただき、届出期限の6月末日までに届出していただくよう、お願いいたします。

なお、第二種特定化学物質及び同使用製品の予定数量の届出及び製造数量等の届出については、「第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造数量等の届出要領」をご覧ください。

化審法の概要及び法改正の背景

経済産業省では、化学物質の安全確保対策の一環として、化審法に基づき、新規化学物質の審査や既存化学物質の安全性点検作業を進めるとともに、事業者による化学物質の自主管理の促進に努めているところです。

近年、化学物質も含めて安全・安心についての国民の関心が高まっており、平成14年の環境サミットでの合意に基づき、欧州で新たな規制(REACH)が導入されるなど、化学物質管理の更なる強化が国際的にも求められており、我が国も対応を検討して参りました。

このような問題意識のもと、化学物質の安全性評価に係る措置を見直すとともに、国際的動向を踏まえた規制合理化のための措置等を講ずるべく、平成21年度に化審法を改正しました。本改正は2段階施行となっており、1段階目は平成22年4月1日から施行していますが、届出制度の変更を含む2段階目については、平成23年4月1日から施行しています。予定となっています。

改正後の法体系下では、従来の化学物質の有害性のみに着目したハザードベースの管理から、人や環境中の生物が化学物質に暴露される量(環境排出量)を加味したリスクベースの管理へ移行することとしており、暴露量を把握するため、すべての化学物質について製造数量等の届出を求めることとしています。

法改正にともなう規制区分の変更

化審法の改正により、平成23年度以降、管理区分が以下の表のとおり変更になります。特に、これまで製造・輸入数量について届出義務が無かった既存化学物質についても、原則として、1トン以上の製造・輸入を行った事業者（監視化学物質については、1キログラム以上の製造・輸入を行った事業者）は、毎年度その数量や用途等を届け出る義務が課されることとなりますのでご注意ください。

改正前の管理区分	改正法での管理区分 (平成23年度以降の届出)	製造・輸入数量の届出の必要性
第一種監視化学物質	監視化学物質(名称変更)	必要(改正前と同様)
第二種特定化学物質	第二種特定化学物質(改正前と同様)	必要(改正前と同様)
第二種監視化学物質 第三種監視化学物質	一般化学物質又は優先評価化学物質(新設) 平成23年度の届出では、平成23年4月1日(予定)に官報で指定された物質のみ「優先評価化学物質」として、その他の物質はすべて「一般化学物質」として届け出てください。	必要
既存化学物質 新規公示化学物質 公示前の、判定通知を受けた新規化学物質	一般化学物質又は優先評価化学物質(新設) 平成23年度の届出では、すべて「一般化学物質」として届け出てください。	必要 法改正により新たに届出義務が課せられます。

第二種監視化学物質および第三種監視化学物質は、2段階改正後の平成23年4月1日に廃止されましたず。

(参考) 優先評価化学物質の指定について

優先評価化学物質は、国による化学物質のスクリーニング評価を経て、随時、大臣によって指定される予定です。(スクリーニング評価手法の考え方については、厚生労働省・環境省・経済産業省合同審議会で検討を行いました。)

平成23-22年4月1日には度中は、平成22年4月1日時点現在で第二種・第三種監視化学物質に指定されていたる物質の中から、88物質が優先評価化学物質としてが指定され、る予定であり、具体的な物質選定については平成23年1月頃に予定されている審議会での議論を踏まえ、平成23年4月1日に官報告示されました。る予定です。物質一覧は経済産業省のホームページに掲載しております。

—http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

2. 届出の対象や内容

届出対象者

本届出は、化審法の規定に基づき、一般化学物質、優先評価化学物質又は監視化学物質に該当する化学物質を製造し、又は輸入した者に義務付けられているものです。（届出をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には罰則が定められています。）

(1) 届出対象者

一般化学物質（又は優先評価化学物質）の届出対象者は、平成22年度に国内で製造・輸入した一般化学物質（又は優先評価化学物質）の量が1化学物質につき1企業あたり**1.0トン以上**の企業です。

製造・輸入数量の合計が1トン以上の場合は届出対象となりますが、この場合において製造数量・輸入数量が1トン未満の場合には、当該数量を0トンとして届け出てください。（例：製造数量0.8トン、輸入数量0.5トンの場合は、製造・輸入数量ともに0トンで届出）

委託生産の場合は原則として委託先企業（実際に製造した者）が届出対象者になります。

監視化学物質の届出対象者は、平成22年度に国内で製造・輸入した監視化学物質の量が1化学物質につき1企業あたり1.0キログラム以上の企業です。

(2) 届出対象とならない者

次のような場合は、製造・輸入数量の届出が必要ありません。

< 1 > 化審法上、化学物質の「製造」には該当しないため届出が必要ないケース

国内の企業から購入した化学物質をそのまま販売した場合

国内の企業から購入した化学物質を、化学反応を伴わない混合・成形加工・精製等により商品とした場合

< 2 > 化審法上、化学物質の「輸入」には該当しないため届出が必要ないケース

成形品や一般消費者に販売される形態の混合物（化審法上の製品）を輸入した場合¹

¹ 特定化学物質使用製品は扱いが異なりますのでご注意ください。

< 3 > その他、法律等によって届出が不要と規定されているケース

平成22年度に国内で製造した化学物質の量と輸入した化学物質の量の合計量が1化学物質につき1企業あたり1トン未満の場合（**監視化学物質の場合は1企業あたり1キログラム未満**）

試験研究のため化学物質を製造し、又は輸入した場合

中間物等、低懸念ポリマー、低生産の確認を受けている場合

届出不要物質²（リスク評価を行う必要が認められないものとして3大臣が指定する物質）を製造し、又は輸入した場合

² 届出不要物質は毎年度追加される予定です。

(3) 届出単位

事業所単位ではなく、企業単位で集計して届け出てください。

届出様式

一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質については、「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」第9条の2、第9条の3及び第10条に届出事項が定められています。平成23年度の届出様式は、一般化学物質の製造（輸入）数量等については同規則の「様式第11」（9～10ページ）、優先評価化学物質の製造（輸入）数量等については「様式第12」（15～17ページ）、監視化学物質の製造（輸入）数量等については「様式第13」（24～29ページ）になります。

届出の内容

届け出る情報は、届出者の氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名）・住所、化学物質名称、官報整理番号（MITI番号）、製造・輸入・出荷数量（前年度の実績）等です。平成23年度は、平成22年度内の実績について届け出てください。

一般化学物質（記入単位はt（トン）、有効数字一桁）

- ・製造数量
- ・輸入数量
- ・出荷数量：用途別に届出を行う必要があります。

優先評価化学物質（記入単位はt（トン）、小数点第一位を四捨五入）

- ・製造数量：都道府県別に届出を行う必要があります。
- ・輸入数量：輸入した国・地域別に届出を行う必要があります。
- ・出荷数量：都道府県別及び用途（詳細用途）別に届出を行う必要があります。

監視化学物質（記入単位はkg（キログラム）、小数点第一位を四捨五入）

- ・製造数量：都道府県別に届出を行う必要があります。
- ・輸入数量：輸入した国・地域別に届出を行う必要があります。
- ・出荷数量：都道府県別及び用途（詳細用途）別に届出を行う必要があります。

なお、用途番号、都道府県又は国・地域番号は、第二種特定化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

規制区分や官報整理番号等の検索には、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）の化学物質総合検索システム（CHIP）の利用をお勧めします。

http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/SystemTop_jp.facesdb.html

化審法の届出書作成支援ソフト(届出の受付を参照)には、届出区分や化学物質ごとの番号(官報整理番号、CAS番号)を検索できる辞書機能がありますので、そちらも活用いただけます。

届出の受付

平成23年度は、平成23年4月1日～6月末日までに、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室(安全管理担当者宛)に提出してください。郵送の場合、6月末日の消印有効です。

<提出先>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 安全管理担当

TEL : 03-3501-0605 FAX : 03-3501-2084

提出方法は、紙、FD、光ディスク(CD-R、DVD-R等)、電子申請のいずれかでお願いします。

届出の方法

<その1> 届出者等整理コードの取得 (紙、光ディスク、電子申請 共通)

一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の届出を行う場合は、事前に届出者等整理コードを取得する必要があります。下記URLより、「届出者等整理コードの取得について」の様式をダウンロードの上で、必要事項をご記入になり経済産業省までご提出ください。

本コードに関するお問い合わせ等については、末尾の問い合わせ先か、届出者等整理コード専用の問い合わせメールアドレス(E-mail:kashinhou-junbi@meti.go.jp)までお願いいたします。コードの取得は、可能な限り5月末までにはお済ませください。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/general-chemical.html

なお、平成22年度までご利用いただいていた届出者等コードは使うことができません。新たにコードを取得していただく必要がありますのでご注意ください。また、「届出者等整理コード」は少量新規化学物質の届出者等コードと共通ではありませんのでご注意ください。

<その2> 届出書作成支援ソフトの活用(任意)(紙、光ディスク、電子申請 共通)

経済産業省では、事業者の皆様にも効率的に届出書の作成等を行っていただくことを目的として、届出書作成支援ソフトを無料で配布しております。本ソフトにより紙、光ディスク、電子申請いずれの届出書も作成することができます。

本ソフトでは、事業者の皆様がすでにお持ちの電子データを一括で読み込んで届出様式に変換する機能や、届出区分や化学物質ごとの番号（官報公示整理番号、CAS番号）が自動で検索可能な辞書（NITE提供）機能等を内蔵しておりますので、より簡便な届出書作成が可能となります。是非ご活用ください。

本ソフトについては、下記URL¹からダウンロードが可能です。5月9日に最新バージョン（入力文字数拡張版）を掲載いたしましたので、以前にダウンロードされていた方におかれましても、バージョンアップインストールをお願いいたします。バージョンアップを行っても、すでに作成されたデータは消去されずそのままお使いいただけます。

あわせて、5月9日に一括登録入力データ作成ツール（変換ツール）も掲載しましたので、ご活用ください。

辞書については4月4日にNITEのホームページ（下記URL²）にて掲載しております。ソフトに辞書を取り込んでから届出書を作成くださいますようお願いいたします。

URL¹ ソフト、変換ツールのダウンロード

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/b.html

URL² 辞書のダウンロード

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede.html

本ソフトを利用される方へ

事業者情報設定に際しての留意事項を本資料末尾40～41ページに記載しております。

<その3> 届出書の作成・提出

紙で提出する場合

定められた期日までに上記提出先まで直接ご持参いただくか郵送してください。

一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質を区分毎に束ねてご提出ください。

光ディスクで提出する場合

光ディスクで提出する場合は、「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」の「様式第21 光ディスク提出票」（記載例30ページ）1通に、届出書を光ディスクに記録したものを添付して、郵送あるいは直接ご持参ください。届出書の形式としては、上記の届出書作成支援ソフトにより出力させたXML形式のファイルが望ましいですが、経済産業省のホームページからダウンロードしたエクセルファイル形式の所定の様式等でも受付は可能です。届出書が複数ある場合でも、「一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質」の届出については1枚の光ディスクにまとめてご提出ください。ただし光ディスク1枚で容量が足りない場合は、2枚以上で提出いただいても構いません。その場合は、光ディスクに番号を付けてください。

届出書作成支援ソフトをご使用の場合は、ソフトの中の様式項目にしたがって提出票を作成ください。【注意！】本ソフトによりXML形式のファイルを出力し光ディスクで提出する際、「電子申請ファイル作成」ではなく「光ディスク作成」のボタンにより届出書出力（ファイル生成）を行っていただきますよう、ご注意ください。お間違いの場合は受理できません。

なお、第二種特定化学物質の届出を光ディスクで行う場合は、一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の届出とは別の光ディスクを使用してください。

また、光ディスク提出票には、届出者等整理コード、提出する物質の化学物質の区分（一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質のいずれかを記載）及び区分毎の物質数、を記載してください。光ディスク提出票に代表者印があれば、個別の届出書に代表者印を押印していただく必要はありません。

なお、提出された光ディスクの情報が経済産業省のコンピュータで読み取れない場合は、書面等で再提出をお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。

電子申請する場合

電子申請を行う場合は、上述の「届出者等整理コード」とは別に、事前に、電子申請用の「届出者等確認コード」を取得する必要があります。下記URLより「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則」の「**様式第18** 電子情報処理組織使用届」（記載例31ページ）の様式をダウンロードもしくは届出支援ソフト中にある「電子情報処理組織届出」様式を打ち出しの上、必要事項をご記入の上、返信用封筒（切手を貼付し、返信先を記載したもの）を同封のうえ、末尾の問い合わせ先までご提出ください。

また、上記の届出書作成支援ソフトにより、電子申請用の届出ファイルを出力させ、電子申請を行うことができます。なお、電子政府の総合窓口(e-gGov)を利用した本届出に際しては、電子署名用の電子証明書の発行は不要です。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

経済産業省電子申請システムについては、32ページもご参照ください。

あわせて、「e-Gov電子申請システムを使用した一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の製造数量届出マニュアル」もご参照ください。

届出情報の活用

届出書については、経済産業省の行政文書として扱い、届出情報は化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価における暴露量の評価に活用させていただきます。

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量

(単位：t) 2 / 2

6
年度計

年度実績値

有効数字一桁で記入

製造数量 (t)

輸入数量 (t)

用途番号を記入

7

出荷数量 (t)

出荷に係る用途番号

8

具体的用途

()

出荷数量(合計：t)

有効数字一桁で記入。そのため、個々の「出荷数量」と合計値が合わなくともよい。

用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は用途番号「98(その他)」を記入し、()内にてできる限り具体的な用途を記入

1 届出者等コード又は届出者等整理コード

6ページ記載の手続きに従って届出者等整理コードを取得してください。
0を含めて8桁すべて記入してください。

2 物質名称

官報に掲載されている名称 (官報公示名称) を記載してください。 公示される前の、判定通知を受けた新規化学物質の場合は、判定通知に記載されている物質名称を記載してください。

3 官報整理番号

各規制区分に指定された際の官報公示の類別整理番号 (M I T I 番号) のことを指します。
空欄がある場合は右詰で記載してください。

規制区分や官報整理番号等の検索には、N I T E の化学物質総合検索システム (C H R I P) の利用をお勧めします。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

公示される前の、判定通知を受けた新規化学物質以外の物質については、この欄の記載がないものは受け付けることができませんのでご注意ください。

4 その他の番号 (任意)

C A S 番号を 右詰めで 記載してください。

5 高分子化合物の該当の有無

「高分子化合物」とは、『環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして平成二十一年厚生労働省・経済産業省・環境省告示二号第一の基準 (数平均分子量が千以上等) を満たした高分子化合物』 (すなわち、次の 及び に該当するもの。 1 種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、

同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。かつ、数平均分子量が1,000以上)を指します。

これに該当する場合は、記入欄に を付けてください。

6 製造・輸入数量

届出数量の単位はトン(t)です。一般化学物質は、数量を四捨五入し、有効数字1桁として届出を行ってください。(例えば17.27トンの場合には、20トンとなります。)

7 出荷数量

届出数量の単位はトン(t)です。一般化学物質は、1トン以上を出荷した用途について、数量を四捨五入し、**有効数字1桁**として届出を行ってください。(例えば17.27トンの場合には、20トンとなります。)

「出荷数量(合計)」は、端数を調整した後の合計値ではなく、正しい合計値を有効数字1桁で四捨五入した値を記入してください。したがって、「出荷数量(合計)」は、個々の「出荷数量」と合計値が合わない場合もあります。

製造又は輸入した年次にかかわらず、あくまで当該年度に出荷した化学物質の数量を届け出てください。

8 出荷に係る用途番号

出荷に係る用途は、通常想定される用途(出荷先等から情報があれば、それを反映させた用途)を、用途番号(2桁数字)で記入してください。用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は、用途番号として「98(その他の原料、その他の添加剤)」を記入し、「具体的用途」の右側の()内にできる限り具体的な用途を記入してください。また、「09(その他の溶剤)」を記入した場合も、「具体的用途」の右側の()内にできる限り具体的な用途を記入してください。

「98(その他の原料、その他の添加剤)」又は「09(その他の溶剤)」以外の用途番号を記入した場合は、「具体的用途」の右側の()には記入は不要です。

なお、用途番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

用途分類として「98 その他の原料、その他の添加剤」を選択された場合、当該化学物質のスクリーニング評価は、その用途での出荷数量の全量が環境中に排出されたとの想定で行われます。

輸出の場合は、最終用途にかかわらず「99 輸出用」を選択してください。

記載例：様式第11

記入例（一般化学物質パラアセトアルデヒドの場合）

（この様式は書面での提出用です。光ディスク（CD-R等）で提出する場合は、電子申請用の様式をダウンロードしてお使いください。）

様式第11（第9条の2第2項関係）

【書類名】 一般化学物質製造数量等届出書

【提出日】 平成23年 6月17日

平成23年6月17日に郵送、持参又は電子申請する場合。

【あて先】 経済産業大臣 殿

1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

【届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名】

（氏名又は名称） 経済産業株式会社

代表者印（実印）の押印に代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。社印は認められません。

（代表者の氏名） 代表取締役 経済 太郎



【届出者の住所】

東京都千代田区霞が関1-3-1

法人の場合は、本店の所在地を記載します。

【届出者等コード又は届出者等整理コード】

0 0 0 4 1 2 3 4

届出者コードは従来の監視化学物質等の届出と異なります。事前に取得する必要があります。

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

(1) 化学物質名称等

【物質名称】 パラアセトアルデヒド

官報整理番号を記入してください。公示される前の新規化学物質を除き、官報整理番号等欄の記入がない届出書は受理できませんのでご注意ください。公示される前の、判定通知を受けた新規化学物質の場合は、「物質名称」欄には「判定通知に記載されている物質名称」を記入してください。「官報整理番号等」欄には何も記入しないでください。また当該物質にCAS番号がある場合は、「その他の番号」欄にこれを記載してください。

【官報整理番号等】

2 - 4 8 3

当該化学物質のCAS番号を記入してください。（任意）

【その他の番号】

1 2 3 - 6 3 - 7

【高分子化合物の該当の有無】（該当する場合は○印を記入）

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
- 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 出荷数量には、同一企業内の自家消費数量を含めないものとする。
- 記入単位はtとして、有効数字を1桁として記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0t以上の場合は届出の対象。
- 届出者等整理コード、官報整理番号、その他の番号、高分子化合物の該当の有無及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
- 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち98（その他）と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
- 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

本件届出に係る担当部署名、担当者名、連絡先等を記入してください。

【連絡先】 (1)環境安全部環境安全課 (2)産業 次郎 (3)電話:03-33501-1511

E-mail:sangyo-jiro@keizai sangyo.co.jp

(2)製造数量、輸入数量及び出荷数量 (単位:t)

年度実績値	2	2	有効数字1桁を記入します。 トン(t)単位で届出してください。出荷数量についても同じです。
製造数量 (t)	90	輸入数量 (t)	6
出荷数量 (t)	50	出荷に係る用途番号	
	40	2 5	具体的用途 ()
	6	2 7	具体的用途 ()
		9 8	具体的用途 (○○用○○剤)
			具体的用途 ()
			具体的用途 ()
出荷数量(合計:t)	100		

年度は元号(平成)で記入してください。

用途分類表から該当する用途番号の数字2桁を選んで、用途番号順に記入してください。(詳細用途分類コード(a, b, ..Z)は記入不要)

用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は、用途番号として「98(その他の原料、その他の添加剤)」を記入し、「具体的用途」の右側の()内にてできる限り具体的な用途を記入してください。また、「09(その他の溶剤)」を記入した場合も、()にてできる限り具体的な用途を記入してください。「98」、「09」以外の用途番号を記入した場合は、()に記入は不要です。

優先評価化学物質製造数量等届出書
経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則
(昭和49年6月7日通商産業省令第40号)様式第12

様式第12(第9条の3第2項関係)

[書類名] 優先評価化学物質製造数量等届出書 1/3

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

----- (印)

[届出者の住所]

1

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

--	--	--	--	--	--	--	--

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
3. 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 出荷数量には、同一企業内の自家消費数量を含めないものとする。
6. 記入単位はtとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0t以上の場合は届出の対象。
7. 届出者等整理コード、官報整理番号、その他の番号、高分子化合物の該当の有無、都道府県番号、国・地域番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
8. 具体的な用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98(その他)」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

1 届出者等コード又は届出者等整理コード

6 ページ記載の手続きに従って届出者等整理コードを取得してください。
0 を含めて 8 桁すべて記入してください。

2 物質名称

官報に掲載されている名称 (官報公示名称) を記載してください。

なお、官報に掲載されている名称が複数存在する化学物質については、優先評価化学物質として指定された名称を記載してください。(例えば、クロロホルムの場合、既存名簿としての官報公示名称「トリクロロメタン(クロロホルム)」ではなく、優先評価化学物質として指定された際の名称「クロロホルム」を記載)

3 物質管理番号

優先評価化学物質に指定された際の官報掲載番号 (通し番号) を記載してください。

平成 23 年度の届出では、平成 23 年 4 月 1 日 (~~予定~~) に官報で指定された物質のみ「優先評価化学物質」として届け出てください。前半 5 桁に右詰めで記載し、ハイフン(中バー)後の 2 桁には何も記載しないでください。

規制区分や官報整理番号等の検索には、N I T E の化学物質総合検索システム (C H R I P) の利用をお勧めします。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

4 官報整理番号

各規制区分に指定された際の官報公示の類別整理番号 (M I T I 番号) のことを指します (例えば、クロロホルムは、「2 - 37」となります)。空欄がある場合は右詰めで記載してください。

規制区分や官報整理番号等の検索には、N I T E の化学物質総合検索システム (C H R I P) の利用をお勧めします。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

5 その他の番号 (任意)

C A S 番号を 右詰めで 記載してください。

6 高分子化合物の該当の有無

「高分子化合物」とは、『環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして平成二~~十~~一年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第二号第一の基準（数平均分子量が千以上等）を満たした高分子化合物』（すなわち、次の 及び に該当するもの。 1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。かつ、数平均分子量が1,000以上）を指します。

これに該当する場合は、記入欄に を付けてください。

7 製造・輸入数量

届出数量の単位はトン（t）です。優先評価化学物質は、数量の**小数点第一位を四捨五入**して実数で届出を行ってください。（例えば17.27トンの場合には、17トンとなります。）

8 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は国・地域別輸入数量

都道府県番号（2桁）又は国・地域番号（3桁）を記入してください。

なお、都道府県又は国・地域番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

9 都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

届出数量の単位はトン（t）です。優先評価化学物質は、1トン以上を出荷した「都道府県・用途」について、小数点第一位を四捨五入して実数で届出を行ってください。（例えば17.27トンの場合には、17トンとなります。）

「出荷数量（合計）」は、端数を調整した後の合計値ではなく、正しい合計値の小数点第一位を四捨五入した値を記入してください。したがって、「出荷数量（合計）」は、個々の「出荷数量」と合計値が合わない場合もあります。

製造又は輸入した年次にかかわらず、あくまで当該年度に出荷した化学物質の数量を、都道府県別（輸出の場合は国・地域別）及び用途別に届け出てください。

10 出荷に係る都道府県（又は国・地域別）番号

国内に出荷した場合は都道府県番号（2桁）を右詰めで、海外に出荷（輸出）した場合は国・地域番号（3桁）を記入してください。

なお、都道府県又は国・地域番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

出荷に係る用途番号

出荷に係る用途は、通常想定される用途（出荷先等から情報があれば、それを反映させた用途）を、用途番号（2桁数字）及び詳細用途番号（1桁の英字）で記入してください。

用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は、用途番号及び詳細用途番号として「98 - z（その他の原料、その他の添加剤）」を記入し、「具体的用途」の右側の（ ）内にできる限り具体的な用途を記入してください。

また、2桁の用途は該当があるが詳細用途番号には当てはまると思われるものが無い場合は、「（ 2桁の分類） - y又はz（その他）」を記入し、「具体的用途」の右側の（ ）内にできる限り具体的な用途を記入してください。

y又はz（その他）以外の詳細用途番号を記入した場合は、「具体的用途」の右側の（ ）には記入は不要です。

なお、用途番号及び詳細用途番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。

用途分類及び詳細用途分類として「98 - z その他の原料、その他の添加剤」を選択された場合、当該優先評価化学物質のリスク評価は、ライフサイクルステージ全体をとおしてその用途での出荷数量の全量が環境中に排出されたとの想定で行われます。（優先評価化学物質の届出で、用途分類の2桁の番号は分かるがそれ以上の詳細が不明であり、詳細用途分類を「y又はz その他」として届出をされた場合は、リスク評価では、当該2桁分類の中で一番高い排出係数が適用されます。）

輸出の場合は、最終用途にかかわらず「99 - a 輸出用」を選択してください。

記載例：様式第12

記入例（優先評価化学物質クロロホルムの場合）

（この様式は書面での提出用です。光ディスク（CD-R等）で提出する場合は、電子申請用の様式をダウンロードしてお使いください。）

様式第12（第9条の3第2項関係）

[書類名] 優先評価化学物質製造数量等届出書 1/3

[提出日] 平成 23年 6月 17日 ← 平成23年6月17日に投函、持参又は電子申請する場合。

[あて先] 経済産業大臣 殿

1.化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名] ← 代表者印（実印）の押印に代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。

（氏名又は名称） 経済産業株式会社

（代表者の氏名） 代表取締役 経済 太郎 印

法人の場合は、本店の所在地を記載します。

[届出者の住所] ↓
東京都千代田区霞が関1-3-1

届出者等コードは従来の監視化学物質の届出と異なります。事前に取得する必要があります。

[届出者等コード又は届出者等整理コード] 0 0 0 4 1 2 3 4

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
3. 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費をした事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
6. 記入単位はtとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0t以上の場合には届出の対象。
7. 届出者等整理コード、官報整理番号、その他の番号、高分子化合物の該当の有無、都道府県番号、国・地域番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98（その他）」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況に ← 本件届出に係る担当部署名、担当者名、連絡先等を記入してください。

[連絡先](1)環境安全部環境安全課 (2)産業 次郎 (3)電話:03-3501-1511

E-mail : sangyo-jiro@keizai sangyo.co.jp

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2/3

(1) 化学物質名称等

[物質名称]

クロロホルム

優先評価化学物質一覧に記載されている名称を記入してください。

優先評価化学物質に指定された際の官報掲載番号(通し番号)を、前半5桁に右詰めで記載してください。ハイフン(中バー)後の2桁には何も記載しないでください。

[物質管理番号]

8 -

上記名称及び物質管理番号に対応する、官報整理番号を右詰めで記入してください。

[官報整理番号]

2 - 3 7

当該化学物質のCAS番号を記入してください。(任意)

[その他の番号]

6 7 - 6 6 - 3

[高分子化合物の該当の有無](該当する場合は○印を記入)

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

(単位:t)

当該化学物質が高分子の場合は○を付けて下さい。(記入要領の高分子化合物の該当の有無の項を参照。)

2 2

年度合計値

年度計	製造数量 (t)	輸入数量 (t)	出荷数量 (t)
	25,500	1,000	25,512

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

出荷数量は、当該年度内に化学物質を製造事業所又は在庫拠点等から納入先に運び出した量です。優先評価化学物質では、実数(トン単位で端数は四捨五入)を記入します。

さいたま工場: さいたま市中央区新都心1-1

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

都道府県番号	製造数量 (t)	国・地域番号	輸入数量 (t)
0 1 1	25,500	1 0 5	1,000
0			
0			
0			
0			
0			

都道府県番号: 別紙を参照して記入して下さい。

国・地域コード: 別紙を参照して記入して下さい。

(3)都道府県別(又は国・地域別)及び用途別出荷数量

3/3

優先評価物質では、実数を記入します。
小数点第1位を四捨五入してください。

都道府県又は国・地域番号

用途番号

都道府県番号:別紙を参照して記入して下さい。
国コードとの混同を避けるため、百の位には0を
付けてください。

出荷数量(t)

0	0	8	0	1	-	a	15,000	(t)
具体的用途 ()								
0	1	2	0	1	-	a	7,000	(t)
具体的用途 ()								
0	1	4	0	7	-	a	1,100	(t)
具体的用途 ()								
0	2	3	0	9	-	z	350	(t)
具体的用途 (○○用の溶剤)								
0	2	7	9	8	-	z	62	(t)
具体的用途 (○○用△△剤)								
3	0	4	9	9	-	a	2,000	(t)
具体的用途 ()								
					-			(t)
具体的用途 ()								
					-			(t)
具体的用途 ()								
					-			(t)
具体的用途 ()								
					-			(t)
具体的用途 ()								
					-			(t)
具体的用途 ()								
					-			(t)
具体的用途 ()								
合計							25,512	

用途番号:別紙を参照して、詳細用途分類コード
まで記入して下さい。

詳細用途分類のその他(yまたはz)を選択した場
合は、この()の欄にできる限り具体的な用途を記
入して下さい。y又はz(その他)以外の詳細用途
分類を記入した場合は、()に記入は不要です。

国・地域コード:別紙を参照して記入
して下さい。

記入例(監視化学物質ジベンジルトルエンの場合)

様式第13(第10条第2項、第15条第2項関係)

[書類名] 監視化学物質等製造数量等届出書 1/3

[提出日] 平成23年 6月17日

平成23年6月17日に郵送、持参又は電子申請する場合。

[あて先] 経済産業大臣 殿

1.化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

該当する化学物質の種類を選んで(○)を付ける。

[化学物質の種類及び適用条文(該当するものに○印を記入)]

(1)監視化学物質(法第13条第1項)

(2)第2種特定化学物質(法第35条第6項)

(3)第2種特定化学物質使用製品(法第35条第6項)

《注：第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量の届出又はその変更の届出は、別途様式第14で報告すること。なお、一般化学物質の届出は様式第11、優先評価化学物質の届出は様式第12を使用します。》

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

(氏名又は名称) 経済産業 株式会社

代表者印(実印)の押印に代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができます。

(代表者の氏名) 代表取締役社長 経済 太郎 印

届出者等コードは従来の監視化学物質等の届出に使用したコードは使用できません。事前に取得する必要があります。

[届出者の住所]

法人の場合は、本社の住所を記載します。

東京都 千代田区霞ヶ関1-3-1

[届出者等コード又は届出者等整理コード] 0 0 0 4 1 2 3 4

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
- 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めること。また、その場合には、自家消費をした事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。
- 記入単位はkgで、1kg以上は届出の対象。小数点以下は四捨五入の上記入すること。
- 届出者等整理コード、物質管理番号、官報整理番号、その他の番号、都道府県番号、国・地域番号及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
- 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる「98(その他)」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
- 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

本件届出事項に係る担当部署名、担当者名、連絡先等を記入してください。

[連絡先] (1)環境安全部環境安全課、(2)産業次郎、(3)電話：03-3501-1511 E-mail：sangyo-jiro@keizai sangyo.co.jp

記入要領（監視化学物質関係）

【 本様式は、届出者名、住所、届出物質の種類を記入します。 】

1. 本届出書を使用して届出をする化学物質の管理区分等

- (1) 該当管理物質：監視化学物質、第2種特定化学物質、第2種特定化学物質使用製品
- (2) 届出をする数量：前年度の製造、輸入数量、出荷内訳数量等の実績値

【前年度：前年4月1日から本年の3月31日までを示す】

2. 提出日：月日は、郵送の場合は投函日、持参の場合は持参日を記入してください。

3. 化学物質の種類

- (1) 届出する物質の適用条文欄に符号(○)を記入します。
- (2) 管理区分や物質管理番号が不明な場合は、監視化学物質一覧(通し番号順)等を参照して記入してください。

4. 届出者の氏名及び住所等

- (1) 届出者の氏名又は名称の欄には、法人等の名称を記載します。
- (2) 代表者の氏名は届出者が法人の場合に記載します。その際、肩書きも記載してください。
- (3) 届出者の住所は、法人の場合は本社の所在地です。

5. 届出者コード又は届出者整理コード

- (1) 届出者等コードは、経済産業省から貴社に事前に付与いたします。
- (2) 届出者等コードは、貴社を電子計算機が確認するために必要ですので必ず記入してください。
- (3) 従来の監視化学物質等の届出に使用した届出者等コードは変更されましたので、新たにお知らせする届出者等コードをお使いください。(一般化学物質の届出にも共通です。)なお、以後は原則、変更はありませんので毎年同じコードを使用してください。
- (4) 届出者等コードは、ゼロを含めて8桁すべて(例：00041234)を記入してください。

6. その他

- (1) 届出書は、物質毎に作成してください。
- (2) 届出書は、3葉で1様式となっています。
- (3) 届出書様式は、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。
- (4) 経済産業省から届出内容について照会する際に必要ですので、貴社担当部署名等を届出書の末尾に記入してください。

【 届出物質の製造・輸入(国別輸入)数量、出荷数量を年度計で記入します。 】

1. 化学物質名称等

- (1) 物質名称: 別紙の「化学物質の名称」欄から該当物質名を選んで記入してください。
- (2) 物質管理番号:
 - ・ 前半5桁: 別紙の表「物質管理番号」欄から選んだ番号を記入してください。なお、届出書作成支援ソフトをお使いの場合は、一ケタ目の「1」が入りません。
 - ・ ハイフン(中バー)後の2桁: 第2種特定化学物質使用製品について届出する場合に記入してください。
 - ・ 物質管理番号は、旧々法の指定化学物質等で使用していた官報公示「通し番号」に相当します。
- (3) 官報整理番号: 別紙の「官報整理番号」欄から該当番号を選んで記入してください。
 - ・ 前半1桁: そのまま記入してください。
 - ・ ハイフン後の4桁: 右詰めで記載通りに記入してください。
- (4) その他の番号の欄にはCAS番号を記入します。
- (5) 高分子化合物の該当の有無の欄は、届出を行う監視化学物質等が高分子(次の①及び②に該当するもの。
①1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満であること。②数平均分子量が1,000以上であること。)に該当する場合は、記入欄に○を付けてください。

2. 化学物質を製造、輸入又は出荷した実績の年度等

- (1) 年度: 前年度を元号表記で記入してください。
- (2) 年度の範囲: 前年の4月1日～本年の3月31日迄の範囲。
- (3) 年度計: 前年度分の実績値について記入してください。
- (4) 届出単位: 1.0kg以上は届出の対象です。1kg以上で端数が出る場合は、四捨五入してKg単位で記入してください。(前年度の数量が1.0kg未満の場合は届け出不要。)
- (5) 製造数量及び輸入数量の年度計と出荷数量の年度計は在庫等の関係で一致しない場合があります。
- (6) 製造数量の年度計又は輸入数量の年度計は、「(2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量」の各々の積み上げと一致します。
- (7) 荷数量の年度計と「(3)都道府県別(又は国・地域別)及び用途別出荷数量」の合計は、一致します。

3. 製造した事業所名及び所在地

- (1) 当該化学物質を製造した事業所名及びその所在地を記入してください。
- (2) 製造事業所が複数の場合は、各々を記入してください。

4. 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

- (1) 数量単位はkgです。小数点1位を四捨五入して記入してください。
- (2) 都道府県番号は、国コードと区別するため、百の位にゼロ(例:009)を記入してください。
- (3) 都道府県別製造数量又は国・地域別輸入数量の記入に際しては、「2. の(6)及び(7)」にご留意ください。

【 届出物質を都道府県又は国(地域)に出荷した数量を用途別に記入します。 】

5. 都道府県別(又は国・地域別)及び用途別出荷数量

- (1) 数量単位はkgです。端数がある場合は、小数点第1位を四捨五入して記入してください。
- (2) 用途(番号)は、全物質共通の用途分類表の中から選んでください。詳細は別紙の化学物質用途分類表及び化学物質用途分類表の解説をご覧ください。
- (3) 具体的用途の記入について:用途は別紙の用途分類表の用途分類及び詳細用途分類から該当する用途番号等を選んで記入してください。なお、詳細用途分類で、「その他(z)」を選択した場合は、可能な範囲で具体的な用途名を記入してください。「98」を選択した場合は、具体的用途の覧にその用途名を記入してください。「98」又は「y、z」以外の場合は、用途番号を記入すれば、具体的用途名は記入不要です。
- (4) 都道府県別(又は国・地域別)及び用途別出荷数量の出荷数量の記入に際しては、“前ページの2. の(6)(7)”にご留意ください。

(一般化学物質等の数量届出を、書面に代えて光ディスク(CD-R、DVD-R等)で行う場合の例です。)

記入例 (光ディスク提出票)

様式第 2 1 (第 2 2 条関係)

光ディスク提出票

平成 2 3 年 6 月 1 7 日

経済産業大臣 殿

平成23年6月17日に郵送又は持参する場合。

代表者印 (実印)

名 称：経済産業株式会社

代表者氏名：代表取締役 経済 太郎 印

住 所：東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 8 条第 1 項(一般化学物質)、第 9 条第 1 項 (優先評価化学物質)、第 1 3 条 (監視化学物質)の規定による届出に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 光ディスクに記録させた事項

届出者等コード又は届出者等整理コード	:	12345678
一般化学物質製造数量等届出書	:	1件
優先評価化学物質製造数量等届出書	:	0件
監視化学物質製造数量等届出書	:	0件

「届出者等コード」、提出する物質の化学物質の区分(一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質のいずれかを記載)及び区分毎の物質数を記載してください。

2 光ディスクと併せて提出される書類

(提出する書類が無い場合は、欄の省略が可能。)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請(、届出又は報告)の適用条文名を記載する。
- 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記録する。
- 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合には、その書類名を記載する。
- 5 「押印」の欄には、押印することとされている種類について光ディスクによる手続を行う場合にあっては、押印する。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 6 該当事項がない欄は、省略する。

(一般化学物質等の数量届出を、電子申請で行う場合の例です。)

様式第 18〔第 21 条第 1 項関係〕

電子情報処理組織使用届

平成 23 年 5 月 1 日

経済産業大臣 殿

届出者 東京都千代田区霞が関 1 - 3 - 1
経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎

代表者印(実印)



経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第 21 条第 1 項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項若しくは第 13 条第 1 項の届出、第 17 条第 2 項若しくは第 21 条第 1 項の申請、同条第 2 項の届出、第 22 条第 2 項の申請又は第 26 条第 1 項若しくは第 2 項、第 27 条第 2 項、第 32 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 2 項若しくは第 6 項の届出に係る電子情報処理組織について、以下の事項を届け出ます。

届出者等確認コード 1 2 3 4 5 6 7

暗証番号として用いる 7 桁の数字を記載

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「届出者等確認コード」の欄には、暗証番号として用いる 7 桁のアラビア数字の組合せを記載すること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(1) 電子申請システムとは

電子申請システムとは、通常紙で行われている各種申請（届出、報告等含む。）を、インターネット等の情報通信技術を利用して行うことができるシステムです。

当省に対する電子申請は、電子政府の総合窓口（e-Gov）の e-Gov 電子申請システムを使用して行うことができます。

なお、従来電子申請を受け付けておりました経済産業省汎用電子申請システム（ITEM2000）は、平成 19 年 3 月から窓口を e-Gov に移行しました。

(2) 電子申請を行う際の安全性について

申請者は、パソコン上で申請書を作成し、インターネットを介して e-Gov 電子申請システムから当省に申請書を提出します。

その際、e-Gov 電子申請システムと申請者のパソコンとの間で安全に申請書を送信できるよう、SSL による暗号化通信を行います。

また、申請書に電子署名（電子証明書を添付）することにより、担当者側で申請者本人が提出した申請書であるかどうか及び通信途中で内容が改ざんされていないかどうかを確認することができます。

これらの対策により、電子申請を行う際の事故防止を図っています。

(3) 電子申請を行う際に必要なもの

パソコン

使用するパソコンは以下の条件を満たすものが必要です。

【CPU】800MHz 以上（推奨）

【メモリ】384MB 以上（推奨）

【ハードディスク】100MB 以上の空き容量

【JRE（Java 実行環境）】

サンマイクロシステムズから無償ダウンロード可能（最新のを推奨）

【基本ソフトウェアと WWW ブラウザ】

・ WindowsXP SP3

InternetExplorer6.02 SP2 推奨

InternetExplorer7.0 推奨

InternetExplorer8.0 推奨

・ WindowsVista SP2

InternetExplorer7.0 推奨

InternetExplorer8.0 推奨

- ・ Windows7
InternetExplorer8.0 推奨
- ・ MAC OS X v10.4
Safari 3.2

詳しくは以下のホームページを御覧ください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/manual/tips/sethelp/01/index.html>

事前準備作業

初めて、e-Gov 電子申請システムをお使いいただく場合には、以下のサイトの案内に基づき事前準備を行ってください。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/beginner.html>

(4) e-Gov 電子申請システムに関するご案内

e-Gov 電子申請システムに関するお知らせ、詳細情報は以下のホームページより入手することができます。

<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/index.html>

(5) e-Gov 電子申請システムについてのお問い合わせ先

< 電子政府利用支援センター >

電 話 : 0570-041041 (ナビダイヤル) 全国一律市内通話料金
03-5339-6512 (ナビダイヤルが使用できない場合)
(オペレータによる対応時間 : 毎日 9:00 ~ 19:00)

<http://www.center.e-gov.go.jp/>

3. よくあるご質問について

一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出の要 / 不要について

「化学物質の製造」への該当 / 非該当について

(例1) 洗浄に使用したアルカリ石鹼の洗浄液を廃棄物として処理する場合も、アルカリ石鹼に化学反応が起きて他の化学物質が生成していれば製造数量等の届出が必要か(化審法上、「化学物質の製造」に該当するか)?

化学反応を起こさせた場合でも、その洗浄液が全量廃棄物となり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づいて処理される場合は、製造数量等の届出の対象外です。

(例2) 接着剤を使用する際に化学反応が起きていれば製造数量等の届出が必要か? 製造数量等の届出の対象外です。

(例3 - 1) 塗装、金属メッキ、プラスチックやガラスへの表面コーティングの際に化学反応が起きていれば製造数量等の届出が必要か?

(例3 - 2) 接着剤を塗布し、化学反応を起こさせることにより製品を接着させた上で当該製品を出荷する場合には製造数量等の届出が必要か?

化学反応を起こさせることにより得られるものが製品の一部であるような場合には、製造数量等の届出の対象外です。

(例4) 岩塩を天日干しして塩を得た場合や除虫菊中のピレスリンを精製・分離した場合は、製造数量等の届出が必要か?

天然物から化学反応を起こさせることなく化学物質を得た場合は、製造数量等の届出の対象外です。

(例5) 化学工業用途でアルコール発酵を行いアルコールを得た場合は製造数量等の届出が必要か?

化審法上、「化学物質の製造」に該当しますので、原則として製造数量等の届出が必要です。

(例6) 化学反応を起こさせて化合物を得て出荷・使用可能な商品とした後、在庫保管中に酸化反応により異なる化合物が得られた場合、その在庫保管中に得られた化合物について製造数量等の届出が必要か?

製造数量等の届出の対象外です。

(例7 - 1) 熱硬化性樹脂Aを型枠に流し込み、熱と圧力をかけて化学反応を起こさせて樹脂B製のネジなどの製品を得て出荷する場合、樹脂Bの製造数量等の届出が必要か?

(例7 - 2) セメント等に化学反応を起こさせてコンクリート製品を得て出荷する場合は製造数

量等の届出が必要か？
製造数量等の届出の対象外です。

「化学物質の輸入」への該当 / 非該当について

(例1) 海外より入手した化学物質を保税地区内で一時保管し、通関せず他国に移動させる場合に輸入数量や輸出(出荷)数量等の届出は必要か？
通関手続きを行わないものについては、輸入数量等の届出の対象外です。

「製品」への該当 / 非該当について

(例1) 大判の板、フィルム、接着シート等を輸入し、国内で切断処理のみを行って商品又は商品の一部として流通させた場合は製造数量の届出が必要か？
製造数量等の届出の対象外です。

(例2) 繊維や糸を輸入し、国内で化学反応を伴わずに加工して衣類等の商品として流通させた場合は製造数量等の届出が必要か？
製造数量等の届出の対象外です。

(例3) ボールペンのインクを輸入した場合は輸入数量の届出が必要か？
インクが充填されているボールペンは、充填されているインクを含めてボールペン全体を化審法上の「製品」として扱うため、輸入数量の届出の対象外です。また、小分けされ、店頭等で販売されうる形態になっている場合も、製造数量等の届出の対象外です。
ただし、小分けされていないインクの状態で海外から輸入した場合は、原則として輸入数量の届出が必要となります。

製造数量等の届出の単位

1. 一つの官報整理番号に対応するCAS番号が複数ある場合の届出について(任意)
法令上の義務としては官報整理番号ごとの届出で結構ですが、官報整理番号に対応するCAS番号が複数あり、CAS番号単位で製造数量等が把握可能な場合は、できる限りCAS番号ごとに物質を区分し、それぞれの物質ごとに届出書を提出してください。
なお、原則としては、官報整理番号ベースで1企業あたり1トン以上を製造・輸入している場合は化審法上の製造数量等の届出対象になりますが、CAS番号ごとに届出いただく場合は、CAS番号ベースで1トンを超えなければ、届出は必要ありません。
2. 製造・輸入している化学物質に対応する官報整理番号が複数ある場合の届出について
含有成分の割合等、適切な根拠に応じて、官報整理番号ごとに割り戻して、それぞれについて届出書を提出してください。割り戻しの根拠が不明な場合は、それぞれの官報整理番号ごとに全量を製造・輸入したとして届け出ていただくことでも構いません。

(補足：塩の届出について)

塩(金属塩を除く有機化合物の付加塩、オニウム塩)にCAS番号が付いている場合は、塩(CAS番号)ごとに届出いただいても結構です。この場合は、CAS番号ベースで1トンを超えなければ、届出は必要ありません。また、届出書には、CAS番号といずれか一つの官報整理番号を記載して頂ければ結構です。

(補足：官報整理番号とCAS番号との対応について)

以下のサイトからダウンロード可能です。また、NITEの化学物質総合検索システム(CHRIP)にも反映されています。

「化審法に基づく官報公示整理番号とCAS番号との照合に当たっての情報提供依頼」の結果報告について

http://www.safe.nite.go.jp/topic/kanpou_cas01.html

混合物中の個別化学物質の扱い

一般化学物質

：混合物中に含まれるか、又は他の化学物質に不純物として含まれる一般化学物質については、その含有割合が10%重量未満の場合、届出が必要ありません。(運用通知3-1)

優先評価化学物質

：他の化学物質に不純物として含まれる優先評価化学物質については、その含有割合が1重量%未満の場合、届出が必要ありません(運用通知3-4)

混合物の希釈や濃縮を行った場合の判断について

- ・混合物の希釈を行った場合は、希釈を行う前の状態で判断して届出してください。(例・色素を得た後、水などで希釈し墨汁や絵の具を得る場合は、希釈する前の色素の状態で判断してください。)
- ・混合物を蒸留により分離し、それぞれを出荷するような場合は、分離した後の状態で判断して届出してください。(例・化合物Aと化合物Bの混合物を得て、Bを1重量%未満にまで除去した後、Bを廃棄するような場合には、Aを製造したものとみなしてください。)

自社内で全量消費する物質について

製造の場合

：同一事業所内か否かにかかわらず、自社内で全量を他の化学物質の中間物として消費する化学物質については、化審法上の製造に該当しないので製造数量の届出の対象外です。

輸入の場合

：自社内で全量消費する場合であっても、化学物質の輸入数量は届出対象となります。

外形上自社内であっても、委託生産等、化学物質を製造する者と当該化学物質を他の化学物

質の中間物として消費する者が異なる場合は、製造数量の届出が必要です。判断に迷われるケースについては経済産業省にお問い合わせください。

自社が製造又は輸入した化学物質を自社内で製品の製造に使用した場合

一般（又は優先評価）化学物質 A を 1 トン以上製造又は輸入した後に、自社内で化学反応を起こさずに当該化学物質 A を化審法上の「製品」 B に使用して出荷した場合は、以下の内容で届け出てください。

製造・輸入数量：化学物質 A の製造・輸入数量を記入

出荷数量：化学物質 A が使用されている製品 B の出荷数量中の当該化学物質 A の数量 又は化学物質 A を使用した数量 を記入

なお、上記の事例の他にも、以下のような場合は製造・輸入数量や出荷数量の届出は不要です。

化学物質 A の製造・輸入・出荷数量の届出が不要の場合

-化学物質自体ではなく化学物質 A を含んだ製品 を輸入し当該製品を自社から出荷した場合

-その他、34～35 ページ「一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出の要/不要 について」で届出の対象外とされている事例に該当する場合

化審法上の「製品」とお考えください。

化学物質 A の製造・輸入数量の届出は必要だが、出荷数量の届出が不要の場合

-当該化学物質 A を輸入し、自社内で消費した（化学反応を起こさせて得られるものが製品の一部である等）場合（監視化学物質については届出が必要な場合があります）

-製造・輸入した当該化学物質 A が高分子化合物に該当し、自社内で化学反応を起こさずに成形品（固有の商品形状を有するもので、その使用中に組成や形状が変化しないもの）とし、出荷した場合

具体事例について判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

用途分類方法について

届出に際しての用途分類や出荷先都道府県の考え方・選び方等の原則については、下記 URL に掲載しております N I T E 説明会資料もご参照ください。具体事例について判断に迷われる場合は、個別にお問い合わせください。

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede/kashin_setsumei01.html

製造・輸入と出荷の年度にずれがある場合

製造・輸入した後、出荷が年度をまたぐ場合、製造・輸入数量が 1 トンを超えない年度は、法令上は届出等の義務は発生しません。ただし、排出量をより正確に把握するために、出荷数量と用途について、前述の「様式第 1 1」又は「様式第 1 2」によって届出のご協力をお願いいたします。この場合、他の届出書と同様に、届出書については、経済産業省の行政文書として扱い、

届出情報は化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価における暴露量の評価に活用させていただきます。

なお、製造・輸入数量が1トンを超える年度は、当該年度に出荷した量について、届出が必要です。

出荷した化学物質の返品があった場合の届出について

原則として、年度単位でトータルの出荷数量を報告してください。すなわち、年度内の返品に限り、返品分を出荷分から差し引くことは問題ありませんが、差し引いた結果マイナスになる場合は0 tとして報告してください。また、年度内に返品を受けた化学物質のうち一部を同じ年度内に別の用途で出荷した場合は、返品分を当初の出荷分から差し引き、別の用途での出荷分として届け出てください。年度をまたいだ返品については特に変更等を行う必要はありません。

なお、同じ年度内に輸出した化学物質が返品されて国内に出荷した場合は、輸入と出荷の両方を報告することになります。

化学物質の出荷先や用途が分からない(知り得ない)場合の対応

出荷先や用途は、通常想定される出荷先や用途(出荷先等から情報があれば、それを反映させたもの)を、記入してください。

ある化学物質の出荷先や用途に係る情報を、届出対象者以外の者が持っている場合、届出対象者にはできればその情報を入手し届出いただくことが望ましいですが、情報の入手が難しい場合、例えば出荷先については、販売先の所在地を出荷先として記載いただいたり、用途については、「その他」を記入していただくことでも構いません。

なお、用途分類及び詳細用途分類として「98 - z その他の原料、その他の添加剤」を選択された場合、当該化学物質のスクリーニング評価、リスク評価は、その用途での出荷数量の全量が環境中に排出されたとの厳しめの想定で行われますのでご注意願います。(優先評価化学物質の届出で、用途分類の2桁の番号は分かるがそれ以上の詳細が不明であり、詳細用途分類を「z その他」とした場合は、リスク評価では、当該2桁分類の中で一番高い排出係数が適用されます。)

混合物の成分構成の情報が企業機密上知り得ない場合の対応

まずは、混合物中に含まれる一般化学物質は、その含有割合が10%重量未満の場合、製造数量等の届出が必要ない(すなわち、混合物の主要な成分のみ届出を求めている)というルールを踏まえ、それでも混合物の成分構成を他企業に伝達することが企業機密上問題かどうかを精査してください。それでもなお問題があれば、個別にご相談ください。

届出不要物質の追加について

既存化学物質及び新規化学物質(昭和49年度から昭和61年度までに白判定されたものに限

る。)の高分子化合物の安全性評価情報として、高分子フロースキームによる白判定相当の試験成績又は低懸念ポリマー確認基準を満たす試験成績を得ている場合には、経済産業省までご提供いただければ、リスク評価を行う必要がないと認められる一般化学物質(届出不要物質)の選定に際して、基礎データとさせていただきます。届出不要物質は毎年度追加される予定です。

なお、平成23年度の届出における届出不要物質については、平成23年1月頃に予定している届出不要候補物質の再意見募集を踏まえて、平成23年3月22日に未までに公示されましたる予定です。物質一覧につきましては経済産業省及びNITEのホームページにて掲載しておりますので下記URLをご参照下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/ippan_todokede/todokedefuyou01.html

集計結果の公表

一般化学物質

：製造・輸入の総量が一定量以上の物質について、桁区切り(例・1千~1万トン、1万~10万トン等)で経済産業省より当該総量を公表予定です。ただし、公表は3社以上が製造・輸入している化学物質に限ります。

優先評価化学物質

：製造・輸入の総量が100トン以上の物質について、経済産業省より当該総量を実数値で公表予定です。

お問い合わせ

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

TEL : 03-3501-0605 FAX番号 : 03-3501-2084 [mail : qqhbbfa@meti.go.jp](mailto:qqhbbfa@meti.go.jp)

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)

(化学物質管理センター [リスク評価課先導評価支援室化学物質審査規制法リスク評価準備室](#))

TEL : 03-5738-2860 FAX番号 : 03-3481-2900 [mail : kashin_setsumei@nite.go.jp](mailto:kashin_setsumei@nite.go.jp)

その他、法令、届出様式のダウンロード等についてはこちら

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

英語のパンフレット等も各種掲載されています。

化審法における管理区分、官報整理番号の確認等、化学物質データベースはこちら

CHRI P : <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

J - C H E C K : <http://www.safe.nite.go.jp/jcheck/Top.do>

補足：届出書作成支援ソフトをご利用の皆様へ

<お願い> 事業者情報設定の入力ルールについて

届出書作成支援ソフトをご利用いただく際には、誤入力を防ぎ受付処理を円滑に行う観点から、事業者情報設定画面（次頁）において、可能な限り以下のルールにしたがって事業者情報を入力いただきますよう、お願い申し上げます。

ただし、本ルールに合致していない場合でも受付は可能です。すでに届出書を提出済みの皆様におかれましては、再提出の必要はありません。

ルール1：[会社名]欄

「(株)」等の略称は使わない。また、スペースは不要。

<正> 株式会社経済産業、経済産業株式会社

<誤> 株式会社 経済産業、(株)経済産業、経済産業(株)

ルール2：[氏名][カナ]欄（事業者及び連絡担当者）

姓と名の上に全角スペース1文字を挿入。

このルールは設定画面右寄りの例示と異なりますのでご注意ください。

<正> 経済 太郎 ケイサン タロウ

<誤> 経済太郎 ケイサントロウ

ルール3：[住所]欄（事業者及び連絡担当者）

都道府県から記入し、都道府県と市区町村の間にスペースは不要。

「丁目」や「番地」は不要。「全角数字」と「全角ハイフン」を使用。

このルールは設定画面右寄りの例示と異なりますのでご注意ください。

ビル名の前に全角スペース1文字分。階数は「F」ではなく「階」を使用。

<正> 東京都千代田区霞が関1 - 3 - 1

<誤> 千代田区霞が関1丁目3番地1号

<正> 東京都千代田区霞が関1

<誤> 東京都千代田区霞が関1番地

<正> 東京都千代田区1 - 3 - 1 経産ビル7階

<誤> 東京都千代田区1 - 3 - 1 経産ビル7階

<誤> 東京都千代田区1 - 3 - 1 経産ビル7F

(参考) 事業者情報設定の入カールールにしたがった記載例

化学法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出システム

ヘルプ

事業者情報設定

【事業者情報】

【届出者等コード】*	12345678 (記入例:12345678)	
【会社名】*	株式会社経済産業	(記入例:株式会社経済産業)
【カナ】*	カブシキガイシャケイザンギョウ	(記入例:カブシキガイシャケイザンギョウ)
【役職】*	社長	(記入例:社長)
【氏名】*	経産 太郎	(記入例:経産太郎)
【カナ】*	ケイザン タロウ	(記入例:ケイザンタロウ)
【郵便番号】*	100-0013 (記入例:100-0013)	【電話番号】* 0335011511 (記入例:0335011511)
【住所】*	東京都千代田区霞が関1-3-1	(記入例:東京都千代田区霞が関1丁目3-1)

【連絡担当者情報】

【氏名】*	経産 花子	(記入例:経産花子)
【カナ】*	ケイザン ハナコ	(記入例:ケイザンハナコ)
【部署名】*	化学物質管理課	(記入例:化学物質管理課)
【役職】*	課長	(記入例:課長)
【郵便番号】*	100-0013 (記入例:100-0013)	【電話番号】* 0335011511 (記入例:0335011511)
【住所】*	東京都千代田区霞が関1-3-1	(記入例:東京都千代田区霞が関1丁目3-1)
【FAX番号】*	0335806389 (記入例:0335806389)	
【メールアドレス】*	hanako_k@keisan_net.jp	(記入例:hanako_k@keisan_net.jp)

登録 閉じる